

平成26年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、出版事業、広報事業等の各種事業のほか、災害廃棄物対策事業を実施する。

I 電子マニフェスト事業

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）に掲げられた電子マニフェストの普及目標（平成28年度の普及率50%）の達成を目指して、環境省が策定したロードマップに盛り込まれた各種の取組みを積極的に展開するとともに、引き続き、システムの安定運用と利便性の向上を図る。

1. 平成26年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率) (※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計	
	A料金	B料金	団体	計				
平成25年度 実績見込み	3,200	13,000	76,000	92,200	13,000	7,000	112,200	17,500,000 (35%)
平成26年度 見通し	3,400	14,500	78,000	95,900	14,200	7,400	117,500	19,900,000 (40%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 多量排出事業者及びマニフェスト利用件数の多い排出事業者を対象として、地方公共団体、業界団体等の協力を得て、重点的に普及活動を実施する。
- 2) 首都圏9都県市及び普及活動に積極的な他の地方公共団体と連携し、地方公共団体の行う公共工事等における利用を促進する。
- 3) 少量排出事業者に対して、業界団体、ASP事業者等の協力を得て普及活動を実施する。
- 4) 平成25年度に構築したICカードを利用した「運搬終了報告の簡素化システム」、インターネットを利用した「新EDIシステム（データ交換方式）」の普及を図る。
- 5) 電子化された廃棄物処理委託契約書の長期、安定的な保管、閲覧・検索等の機能をもつ「電子契約システム」を構築し、その利用を進める。

(2) 広報活動

- 1) ホームページの充実、リーフレット等の配付等による広報活動を積極的に実施する。
- 2) 新聞等出版物による広報、展示会出展等による広報活動を実施する。

(3) 新ユーザ情報管理システムの構築

加入者に対する情報提供等サービスの充実を図るため、マイページ管理機能、問合せ管理機能、利用料金管理機能等を備える新たなユーザ情報管理システムを構築する。

(4) 利便性向上のためのシステムの機能強化

- 1) スマートフォン及びタブレット機器（パソコンを含む。）に対応した電子Manifestシステムを構築する。
- 2) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行う。

3. 電子Manifestシステムの安定的な運営管理

電子Manifestシステムの安定した稼働を確保するとともに、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持するため、以下の事業を実施する。

(1) 電子Manifestサーバ等の機器更新

現在稼働中の電子Manifestシステムに係るホスティングサービスの契約期間満了(平成27年4月)に伴うハードウェア、ソフトウェアの更新を行い、併せてシステムセキュリティの拡充等各種の機能改善を実施する。

(2) システムの運用・保守管理

システムの安定運用のための保守管理をさらに強化する。

(3) 電子Manifest運用支援事業の委託

(公社) 全国産業廃棄物連合会に対する委託事業として、各都道府県産業廃棄物協会において加入申込手続き及び既加入処理業者に対する各種サポートを実施する。

4. 電子Manifest次期事業計画の策定

電子Manifest事業の円滑な運営を図るため、平成24年2月に策定した電子Manifest事業中期計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）について、これまでの実績及び国の普及目標等を踏まえて見直しを行い、次期事業計画(平成27年度～)を策定する。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を(公社) 全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに(公社) 日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6課程

なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済み小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象と

して行う。

2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。）
2課程

3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。）
1課程

(1) 講習会の開催計画

1) 新規講習会	138 回	12,500 名
2) 更新講習会	156 回	18,100 名
3) 特管責任者講習会	129 回	16,200 名
4) PCB講習会	6 回	500 名
計	429 回	47,300 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) インターネットによる受講申込みの拡大

講習会の受講申込者の利便性の向上、修了証発行までの期間短縮等を図り、また、事務の合理化を図る観点から、平成22年度以降、順次、導入してきたインターネットによる受講申込みについて、平成26年度は、受付機関である各都道府県産業廃棄物協会の協力を得て、全ての講習会でインターネットによる受講申込みが可能となるようにする。

2. 研修事業

排出企業を対象にした産業廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理委託等に関する「産業廃棄物マネジメント研修会」（基礎、管理コース）は、排出企業のニーズに対応するため開催数を増やして実施する。また、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を実施する。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会 (基礎コース・管理コース)	12 回	800 名
(2) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	2 回	150 名
計	14 回	950 名

3. セミナー事業

産業廃棄物に関する話題を提供して産業廃棄物の適正処理に向けた理解を広めるためのセミナー及びJWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるためのJW懇話会を各1回実施する。

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

IV 調査事業

- (1) 産業廃棄物最終処分場の長期適正管理のために廃棄物・環境関連情報を有効に活用できるシステムの構築を目指した調査を実施する。
- (2) 産業廃棄物に関連する各種統計調査の現状把握と課題の抽出のための調査を実施する。
- (3) 資料の収集、国際会議への参加等を通じて、国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、解析を行うとともに、その成果については、講習会事業のテキストへの活用に務めるほか、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

V 国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

- (1) 国際交流の推進
 - 1) 電子マニフェスト実施機関との交流による情報交換等
 - 2) 日韓台ネットワーク会議を通じ、有害廃棄物及び産業廃棄物管理に関する韓国、台湾の関係機関等との交流、情報交換等
- (2) 政府の関係事業への協力等
我が国の循環産業(廃棄物・リサイクル産業)の戦略的国際展開・育成事業について、国及び関係団体等との連携を行う。

VI 出版事業

廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

- (1) 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集<平成26年版>
- (2) 感染性廃棄物処理マニュアル(平成24年5月改訂版)
- (3) 建設廃棄物適正管理マニュアル

VII 広報事業

1. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する情報誌を発行する。

- (1) 発行方法 季刊(年4回)
- (2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

2. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、講習会事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、JWセンター利用者等に対して定期的にメールマガジンを送信するなどの確な情報提供を行う。

VIII 全国大会開催事業

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催する。

- (1) 名 称 第13回 産業廃棄物と環境を考える全国大会
- (2) 開 催 日 平成26年11月7日（金）
- (3) 場 所 岩手県盛岡市
- (4) 主 催 (公社) 全国産業廃棄物連合会
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団
(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター

IX 災害廃棄物対策事業

- (1) 「JW災害廃棄物処理支援システム」の運用

東日本大震災により発生したがれき等処理の情報管理を目的に開発し、関係自治体等において利用されてきた本システムを、引き続き適切に運用する。また、本システムが災害発生時等に利用されるよう関係各方面に積極的な働きかけを行う。

- (2) 「放射性物質汚染廃棄物等管理システム」の運用に向けた活動

放射性物質により汚染された廃棄物や土壌等の除染等の措置に伴って生ずる除去土壌の処理等の推進に資するため、その発生・排出から最終処分に至るまでの過程の的確な情報管理に利用できるものとして開発した本システムの供用について、引き続き、幅広く情報収集を行うとともに、関係各方面に積極的な働きかけを行う。

X その他

消費税法改正による消費税率の引上げ（5%→8%：平成26年4月1日適用）に伴い、JWセンターが設定する料金等に関する対応は以下のとおりとする。

なお、各料金については、関係規程の整備等必要な措置を講ずる。

- (1) 新税率を適用し料金を値上げするもの（税抜き料金は、変更しない。）
 - 1) 電子マニフェスト利用料金
 - 2) 書籍
- (2) 現行の税込み料金を据え置くもの（税抜き料金を値下げする。）
 - 1) 講習会・研修会の受講料及び付帯業務に係る手数料
 - 2) 感染性廃棄物容器評価の評価料金
 - 3) JW災害廃棄物処理支援システム利用料金